

都市計画税及び交野市導入の変遷

昭和 31 年	都市計画税 創設 大正 8 年に創設された都市計画特別税の流れを持ち、昭和 15 年に都市計画税が創設され、昭和 25 年に一旦廃止されたが、再度創設された。
昭和 45 年 6 月	都市計画区域の制定 (都市計画法第 5 条第 1 項)
昭和 46 年 11 月	市制施行
昭和 51 年度	都市計画税導入 (税率 0.2% 「制限税率上限」) (導入の経緯) 交野市での都市計画税の導入については、高度経済成長期に急速な都市計画事業が実施されると共に人口が急増したことを考慮したものである。大阪府内の市において本市はもっとも遅い導入であった。対象区域については、市街化区域の全域及び市街化調整区域内での旧住宅地造成事業法(昭和 39 年法律第 160 号)第 9 条による認可を得た区域(妙見東地区・南星台地区・星田北地区)に所在する土地及び家屋に対し課税。
昭和 54 年 4 月	都市計画税の税率変更 (税率 0.3% 制限税率上限) 昭和 53 年の税制改正で、制限税率が 0.2% → 0.3% へ引上げられたため。
平成 23 年 10 月	市税条例の改定 都市計画税の課税対象区域を市街化区域の全域のみに改正 旧住宅地造成事業法第 9 条による調整区域の認可区域の全てが市街化編入されたため。
令和 5 年	新たな都市計画税の課税区域の検討開始 地区の特性に応じたきめ細かなまちづくりを推進することから他市に比べても数多く地区計画が策定されていることに加え、平成 24 年頃からは市街化調整区域においても都市計画法に基づく都市計画提案による地区計画が市内に 6 地区策定されている。市街化調整区域での地区計画策定については、市街化調整区域ではあるものの市街化区域と何ら変わりがない良好な住環境が形成されていることから、税の公平性の観点より都市計画税の導入の検討を開始した。